

茨城県学校長会次年度渡り資金運用規程

- 1 この規程は、茨城県学校長会次年度渡り資金（昭和44年度頭初70万円）（以下渡り資金という）の運用について規定する。
- 2 この渡り資金は、茨城県学校長会の経理の円滑化をはかるため、毎年度頭初（4月から6月まで）における端境期の一般会計収支予算の科目の支出金に充当するため、一時支出とすることを目的とする。
- 3 この渡り資金からの支出は、後日、一般会計予算の該当科目から返済して、この口座に還元するものとする。
- 4 この渡り資金は、茨城県学校長会渡り資金口座を設け、一般会計とは独立して、普通預金又は定期預金として保管し運用する。
- 5 この渡り資金から得られる収入金は、すべてのこの口座に繰り入れて積み立てるものとする。
- 6 この渡り資金の決算については、本会監事の監査を受けなければならない。

付 則

- この規程は、昭和44年5月7日に施行し、昭和44年4月1日から適用する。